

福島再開投資等準備金に関する明細書

(平成 年分)
(令和

氏名

福島県知事の認定を受けた日		①	・	・	翌	年初の福島再開投資等準備金の金額	⑮		円
積立期間		②	・	・		本年	その他の場合による総収入金額に算入する額の合計額	⑯	
本年積立額		③			繰		累積限度超過額 ⑭	⑰	
積立限度額の計算	投資予定額	④				繰	特別償却実施額	⑱	
	定額基準額 $④ \times \frac{1}{2}$	⑤			繰		特別償却実施額の総収入金額に算入する額 (⑮-⑯-⑰)と⑱のうち少ない金額	⑲	
前年末までに必要経費に算入された額の合計額 (前年末までの⑳の合計)		⑥				繰	3年間均等取崩額の計算	㉑	
累積限度基準額 ④-⑥		⑦			繰		計 ⑯+⑰+⑲+㉑	㉒	
積立限度額 (⑤と⑦のうち少ない金額)		⑧				繰	本年積立額のうち必要経費に算入する額 ③-⑨	㉓	
積立限度超過額 ③-⑧		⑨			繰		年末の福島再開投資等準備金の金額 ⑮-㉒+㉓	㉔	
累積限度超過基準額 ⑥-④		⑩				繰	△		
年初の福島再開投資等準備金の金額 ⑮		⑪							
本年のその他の場合による総収入金額に算入する額の合計額 ⑯		⑫							
差引福島再開投資等準備金の金額 ⑪-⑫		⑬							
本年累積限度超過額 (⑩と⑬のうち少ない金額)		⑭			算				

福島再開投資等準備金に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 3 の 2 の規定による福島再開投資等準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。

この明細書は、福島再開投資等準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「震災特例法 11 の 3 の 2」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「累積限度超過額の計算」の各欄は、「④」欄の金額が「⑥」欄の金額を超える場合には、記載を要しません。
- (2) 「⑱」欄は、本年における震災特例法第 11 条の 3 の 2 第 3 項各号に定める金額の合計額を記載します。
- (3) 震災特例法第 11 条の 3 の 2 第 9 項前段の規定の適用がある場合、「㉑」欄の欄中「 $\frac{12}{36}$ 」とあるのは、
「 $\frac{\text{相続人の死亡の日から 12 月 31 日までの期間の月数（1 月に満たない場合は、1 月とします。）}}{36}$ 」として記載します。
- (4) 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「震災特例法 11 の 3 の 2」と記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条の 3 の 2